

## 2019年度町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導監査実施方針

### 第1 基本方針

2015年4月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が施行され、市には①児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく家庭的保育事業等（子ども・子育て支援法では地域型保育事業）の認可、②子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業を給付対象とするための確認、③市が認可した家庭的保育事業等並びに確認した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の適正な運営を維持するための指導及び一定の範囲内における処分の権限が付与された。

このことを踏まえ、町田市は、家庭的保育事業等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）が法令等に照らし適正に運営されているかを確認し、施設等の適正な運営及び保育の質の確保を図ることに主眼を置き指導を実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置き、速やかに監査を実施する。

### 第2 指導の重点項目

#### （1）運営関係

##### ア 職員の状況

- ① 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- ② 職員の状況を適正に管理するため、雇用契約書、労働者名簿、出退勤記録等が整備されているか。
- ③ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

④ 職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。

イ 建物設備の管理及び安全対策の徹底

① 在籍児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。

② 消防計画に基づく避難訓練、物品の転倒落下防止等の防災対策が徹底されているか。

ウ 運営規程及び重要事項の説明

① 利用者の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。

② 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を施設内に掲示しているか。

(2) 教育・保育内容関係

ア 教育・保育の状況

① 子どもの人権に配慮した適切な教育・保育が行われているか。

② 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領並びに幼稚園教育要領に基づいて、全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた教育・保育の徹底

① 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

② 障がい又は食物アレルギーがある等の特別な配慮を必要とする児童への対応が適切に行われているか。

ウ 健康・安全管理の徹底

① 乳幼児突然死症候群の予防対策が徹底されているか。

② 事故防止対策及び事故発生時の対応等が適切に行われているか。

③ 食中毒・感染症（特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

### (3) 会計関係

#### ア 適切な会計処理の徹底

- ① 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- ② 計算書類等が適正に作成されているか。
- ③ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。(認可保育所)
- ④ 施設型給付費及び特定地域型保育給付費を適正に請求しているか。(認可保育所を除く特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者)
- ⑤ 利用者負担額に加えて、上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者から同意を得ているか。
- ⑥ 物品購入、役務提供等の契約は、経理規程及び関係通知等に基づき適正に行われているか。

#### イ 管理組織の確立

- ① 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- ② 資産管理が適正に行われているか。

### 第3 監査の重点項目

#### (1) 運営関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

#### (2) 教育・保育内容関係

教育・保育内容は、利用児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

#### (3) 会計関係

会計基準や関係通知等に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

#### 第4 関係機関との連携

- (1) 指導及び監査の実施に当たっては、都が行う当該施設等に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- (2) 都が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する施設等については、都が行う法人に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。